

令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務 における保有個人情報の目的外利用について

1 経緯

令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て世帯への臨時特別給付金」という。）は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「子育て世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされたことによるものである。

2 保有個人情報の目的外利用を行う理由

子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象は、令和2年4月分の児童手当支給対象となる児童及び3月分の支給対象児童であって死亡又は中学校修了により4月分の支給対象から外れた者に係る受給者である。子育て世帯への臨時特別給付金は、子ども青少年課が児童手当支給事務のために保有する個人情報を活用し、大多数は支給申請を要せずに手続を行うこととされており、このうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、認定番号、扶養人数、公的扶助、金融機関口座」を目的外利用する必要がある。

3 概要

(1) 名称

令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務

(2) 実施主体

市町村(特別区を含む。)

(3) 支給対象者

子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者は、令和2年3月31日までに生まれた児童を監護し、かつ生計を同じくする者又は当該児童が入所している施設の設置者であって、令和2年4月分の児童手当（所得超過による特例受給を除く）を受給した者及び令和2年3月分の児童手当（所得超過による特例給付を除く）を受給した者で、当該受給に係る対象児童が死亡又は中学校修了したことにより4月分の受給対象から外れた者とする。

(4) 支給額

児童手当の支給対象児童一人につき1万円を給付する。

(5) 支給方法

一般支給対象者（支給対象者のうち、公務員を除いた者をいう。以下同じ。）については、武蔵村山市が支給の通知を行った上で、振込拒否の申出がなければ児童手当と同じ口座に振込む。

公務員支給対象者（支給対象者のうち、公務員をいう。以下同じ。）については、支給申請を受けた居住地の市区町村が審査の上支給を決定し、公務員支給対象者が指定した口座に振込む。

(6) 支給開始日

一般支給対象者については、6月下旬に振込む。

公務員支給対象者については、振込みの準備ができ次第振込む。

子育て世帯への臨時特別給付金事務に係る近隣市の状況

令和2年5月8日
子ども青少年課作成

	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市
本市は目的外利用と本人同意の省略について個人情報保護審議会に諮るが貴市ではいかがか	検討中	諮らない	諮らない	諮る	諮る
諮らない場合の考え方は		児童手当に上乗せするから	同じ目的という判断		
諮る場合開催方法は（集まるか書面開催等に対応するか）				書面開催	書面開催
通知日、振込日及び通知から拒否通知締め切り日までの期間は	5/22 発送 6/5 拒否通知 6/10 振込	6/1 着になるよう発送（現況届に同封する） 6/10 拒否通知 6/30 振込	5月下旬発送 拒否通知は3週間開ける 6月下旬振込	5月下旬発送 拒否通知は1週間開ける 6/15 振込	5/29 発送 6/12 拒否通知 6/26 振込